



目 次

告 示	ページ
○大規模小売店舗に関する変更の届出（経営支援課）	1
○漁船損害等補償法による同意成立（漁業管理課）	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（ " ）	1
○漁船損害等補償法による同意を求め ための事前届出（ " ）	1

告 示

高知県告示第433号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成27年7月21日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤 隆
- (2) 届出者の住所
東京都千代田区三崎町三丁目3-23
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ高知駅前店
高知市北本町二丁目1901番
- (4) 変更した事項
大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前)
(仮称) ダイワロイヤル株式会社高知駅前商業ビル
高知市北本町二丁目39番1号
(変更後)
ケーズデンキ高知駅前店
高知市北本町二丁目1901番

- (5) 変更年月日
平成22年6月16日
- (6) 変更理由
店舗の正式名称の決定及び所在地の家屋番号の変更のため
- 2 届出年月日
平成27年7月3日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容

高知県告示第434号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成27年7月21日

高知県知事 尾崎 正直

安満地加入区

高知県告示第435号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成23年7月高知県告示第478号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成27年7月20日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年7月21日

高知県知事 尾崎 正直

安満地加入区

高知県告示第436号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成27年7月21日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名

高岡郡四万十町	山 本 茂
" "	市 川 敬 喜
" "	佐々木 幸 司

- (2) 加入区の名称
興津加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間
平成27年7月21日から同年8月4日まで
 - (2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合佐賀統括支所興津事務所